



引込線転用による工事削減の進め方について

令和 4 年 4 月 1 日
事 務 局

- NTT東日本・西日本の引込線を利用する接続事業者・光コラボ事業者間で、利用者が事業者変更を行う場合に生じる引込線の撤去工事を不要とすることを目的として、令和2年3月以降、NTT東日本・西日本、接続事業者(KDDI)及び光コラボ事業者(NTTドコモ、ソフトバンク)間で協議を進めてきた。
- 撤去工事を不要とするためにどのようなスキームを採用するかについて、合意形成が難航^{※1}。当WG(第20回(令和3年6月))においても、構成員から検討が遅れていることへの指摘があった。また、構成員からの意見を踏まえ、事業者間協議に、同年6月から総務省(オブザーバー参加)、同年7月からSNC(接続事業者)も参画。
- ※1 スキームの候補とされた案のいずれも、技術的には全事業者が採用可能であったものの、実現するためのコスト(システム改修費等)、実現までの期間、利用者利便等の面で折り合わなかった。
- 当WGの報告書(競争ルールの検証に関する報告書 2021(以下「報告書2021」という。))への意見募集の中で、NTT東日本・西日本から、「令和3年9月までに具体的な運用方法を取りまとめる」旨の意見提出があった。
- しかしながら、令和3年9月30日の事業者間協議においても合意に至らず、スキームの決定は見送りとなり、以後、事業者間協議は開催されていない。
- その後、NTT東日本・西日本が各事業者と個別に協議・調整を重ね、採用するスキームの方向性は固まりつつあるところ。
- 他方、ソフトバンクから、報告書2021の記載^{※2}も踏まえ、「現在協議の対象となっている範囲(引込線の設置事業者はNTT東日本・西日本、かつ戸建住宅に限る)のみで、引込線転用や工事削減の検討を行っても、FTTHアクセスサービス市場全体から見れば部分最適となってしまう、現在の範囲で転用を実現した後に、自己設置事業者も転用の対象に含めることになった場合、再度システム開発やオペレーション追加の対応が発生してしまう。そのため、スキームの決定に先立ち、まずは、自己設置事業者等も対象とするか否かの方向性を示していただかないと、どのスキームであっても参入することは困難。」といった旨の主張がされていることもあり、今なお採用するスキームの合意・決定には至っていない。

※2 「現在の協議で検討されているスキームは、接続事業者や光コラボ事業者の戸建における工事を前提としたものであり、自己設置事業者や集合住宅については、当該スキームの対象とはなっていない。構成員からは、自己設置事業者も含めて協議を実施することを検討することや、電気やガス等の他のインフラ系サービスと同様に屋内配線を標準設備化することにより、屋外工事のみでサービスを利用できるよう検討することについて意見があったところであり、総務省及び関係事業者においては、まずは課題の整理を行い、対応の可能性について検討することが適切である。」

＜集合住宅において転用のスコープを広げる際の主な課題＞

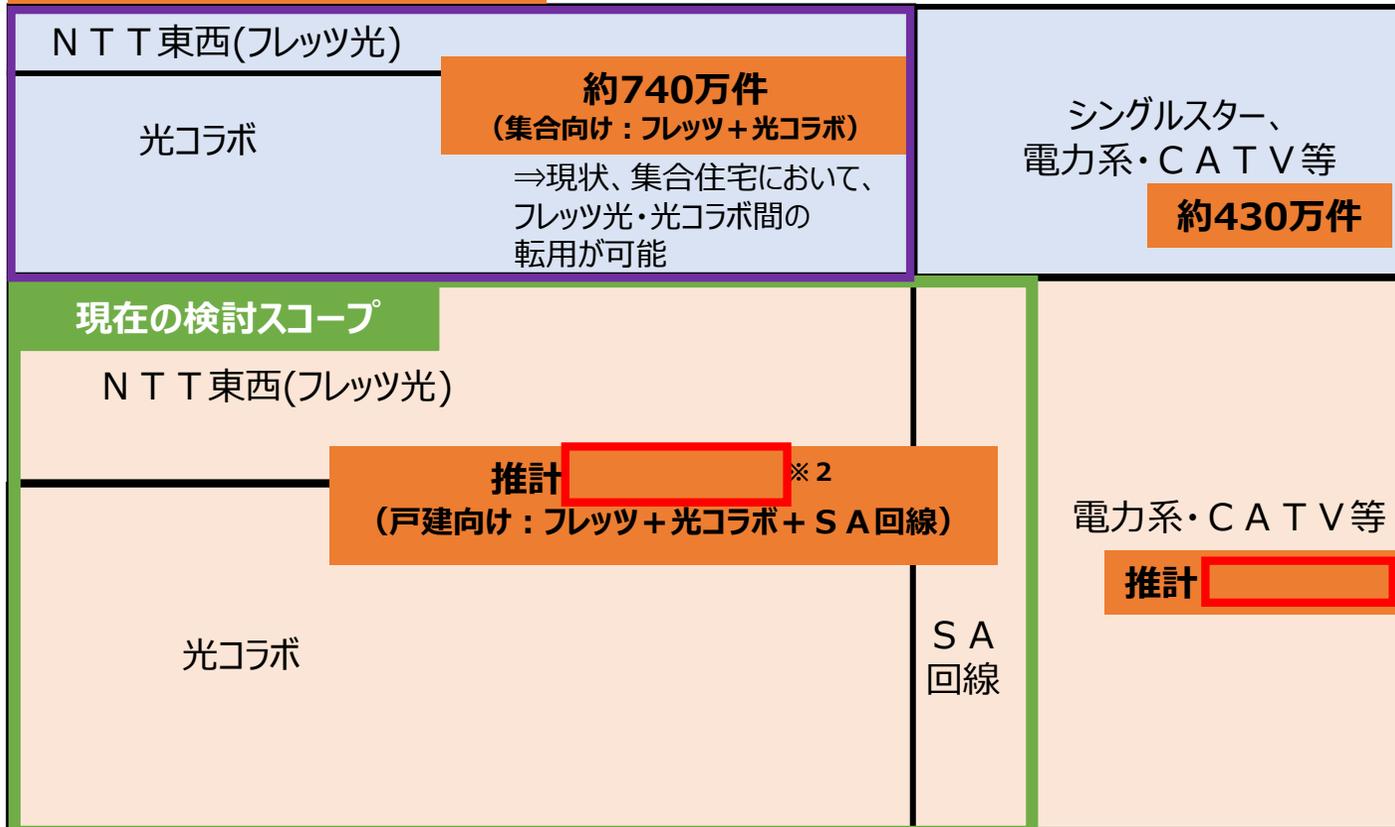
- ・ フレッツ光・光コラボとシングルスターや他の設備設置事業者との間の転用は、構内の配管上の課題等により、現状では実現困難。集合住宅の光屋内配線に係る国の基準は存在せず、基準策定や標準化に向けた検討等も行われていない。

集合住宅全体：約1170万件 (契約数※1)

赤枠は構成員限り

集合住宅

戸建住宅



＜戸建住宅において転用を他の設備設置事業者まで広げる際の主な課題＞

- ・ 各事業者で物理的な設備仕様に差異が存在するため、標準化に調整や対応コストが必要。
- ・ NTT東西の設備の転用にとどまらないため、設備競争を阻害する可能性がある。

戸建全体：約2340万件

※1 電気通信事業報告規則に基づき提出された契約数を元に、令和3年3月末時点の契約数を算出。

※2 法人向けの契約数を含む。

赤枠は構成員限り

1. 現行の検討スコープで実現した場合

(1) 留意事項

- ① 本スコープの転用実現後に自己設置事業者や集合住宅の転用を目指した場合、複数回にわたるシステム開発やオペレーション対応を要する。

(2) メリット

- ① NTT東西の設備間の転用のため、比較的容易に戸建のフレッツ光、光コラボ、シェアアクセス間で引込線転用が可能となる。
- ② 転用可能な範囲は、 (戸建住宅のうち のシェア)。

2. 戸建住宅において自己設置事業者まで検討を広げる場合

(1) 留意事項 ※NTT東日本・西日本やオペテージ(自己設置事業者)への聞き取りを踏まえて整理。

- ① 自己設置事業者まで含めた転用には下記のような課題が存在するとともに、保守運用ルール、設備の所有等の在り方によっては、保守運用の見直し、設備管理方法の見直し等コストアップとなり、利用者料金の上昇や、事業者の負担増につながる。

➤ 物理的な設備仕様の違い

(例) 利用するケーブルの相違(2芯ケーブル・1芯ケーブル)、蟬害対策ケーブルの採用・非採用、電柱上の光ケーブルの添架ポイントの相違等。

➤ 転用設備の所有権の扱い

(例) 自己設置事業者の設備を転用する場合、その都度当該設備の所有権を移転する必要性が生じる可能性。

また、所有権が移転する場合には、転用先事業者・転用元事業者の双方において、会計上の対応を行う必要も生じる。

➤ 設備保守面での責任箇所の扱い

(例) 所有権が移転しない場合には、引込線や、引込線を壁面に設置するための物品等の品質担保や障害時の対応等に支障が生じる可能性。

➤ 引込線の管理情報の扱い

(例) 引込線の管理情報の連携が必要になる可能性があるものの、その連携が設備競争を阻害しないように十分な注意が必要。

- ② 自己設置事業者まで検討を広げる場合、設備設置事業者間での設備競争を阻害することがないか、慎重に検証する必要がある。

- ③ 設置済設備を標準化のために差し替えることは現実的ではなく、新たな標準に合わせて設置された設備間で事業者変更が行われる場合のみ引込線転用が可能となるため、標準化が実現しても、当面の間は効果が限定的。

(2) メリット

- ① 全ての設備が新たな標準に適合するものとなった場合には、スコープが戸建全体にまで拡大され、転用可能な範囲は、現在のスコープと比べて 市場全体の 広がる。

3. 集合住宅において転用のスコープを広げる場合

(1) 留意事項

- ① 集合住宅における引込線転用については、フレッツ光・光コラボ間では現状でも転用可能。他方、シングルスターや他の設備設置事業者との間の転用は、**構内の配管上の課題等により、現状では実現困難(配管の所有者は主に住宅オーナー)**。現在、**国土交通省では、集合住宅の光屋内配線に係る基準は存在せず、また、基準策定や標準化に向けた検討等もされていない**とのこと(国土交通省住宅局への聞き取りによる)。
- ② 設置済設備を標準化のために差し替えることは現実的ではなく、**新たな標準に合わせて設置された設備間で事業者変更が行われる場合のみ引込線転用が可能となるため、標準化が実現しても、当面の間は効果が限定的**。

(2) メリット

- ① スコープがシングルスターや他の設備設置事業者にまで拡大され、**全ての設備が新たな標準に適合するものとなった場合には、転用可能な範囲は約1,170万件(市場全体の約33%)広がる**。



これらの状況を踏まえ、スコープを広げる際の課題等について、NTT東日本・西日本及びその他の自己設置事業者等からヒアリングを行い、確認・検討する必要があるのではないかと。

なお、現在議論をしている引込線転用は、同一契約者が契約する事業者を変更をする場合の「同時工事」を指す。転居に際し、戸建住宅において、転居元の住居に新たに居住者が入居する際にNTT東西設備の残置回線があれば、現状でも、新たな住居者はフレッツ光、光コラボ、シェアアクセスのいずれも転用可能。

【NTT東日本・西日本】

- 当社は、2021年6月の競争WGにおいて5社※連名でご報告させていただいた事業者間の意見のとりまとめ時期(2021年11月)よりも更に前倒しを行い、2021年9月までに具体的な運用方法をとりとめた上で、必要なシステム改修を行った後にシェアアクセス-光コラボ間の引込線転用を実現する考えです。 ※KDDI、ソフトバンク、NTTドコモ、NTT東日本、NTT西日本(敬称略)
協議では、シェアアクセス-フレッツ光間で行っている引込線転用スキームをベースとした案と光コラボ間で行っている事業者変更スキームをベースとした案のいずれを採用するかを検討しており、お客様の手続きの簡素化や事業者間連携の円滑化、システム開発に必要な期間・開発規模、その他実現に向けた課題等を論点として議論を進めています。
特に、システム開発については、当社のシステムを利用して受付を行っている事業者からの新規開通申込みと、解約される事業者からの廃止申込みを事業者間で連携して紐付けた上で設備選定を行い、同日に工事を行うために必要不可欠であり、より早期にかつコストミニマムに実現できるよう議論を進めていく考えです。
- 現在、シェアアクセス-光コラボ間の引込線転用の実現に向けた協議にはソニーネットワークコミュニケーションズ社(以下、SNC(敬称略))にもご参加いただき、SNCが利用しているシェアアクセスの引込線も含めた転用ルールの協議を実施しています。
今後、6社で協議したスキームを2021年9月までにとりとめた上で、他の光コラボ事業者へもその内容を照会し、いただいた意見を必要に応じて運用スキームに反映していく考えです。
また、戸建であっても自己設置事業者が構築した引込線・屋内配線や、集合住宅における屋内配線は、当社の資産ではなく、自己設置事業者やビルオーナー等の第三者が資産保有者となることも踏まえ、お客様にかかる負担の軽減に向けた事業者間の協議を必要に応じ進めていく考えです。

【ソフトバンク】

- スwitchingコストに影響を及ぼしている撤去工事費削減のために検討している引込線転用については、本報告書案にも「より多くの事業者にとって参加しやすいスキームが検討されることが望ましい」とある通り、CATVや電力系事業者などの自己設置事業者も対象とした業界全体での実現が不可欠です。したがって、協議参加事業者については、コラボ/シェアドの全事業者のみならず、自己設置事業者を含めた検討を開始すべく総務省殿にて早急に働きかけを行って頂くよう強く要望します。なお、先行して、一部の限られた事業者で検討を継続する場合には、自己設置事業者等の導入も見越して、全体最適な運用方法に向けて、議論することが必要不可欠であると考えます。

【KDDI】

- 電気やガス等の他のインフラ系サービスと同様、集合住宅については屋内配線を標準設備化することにより、屋内配線に係る工事が削減され、お客様負担軽減やスイッチングコスト低減による競争促進につながることから、本報告書(案)に賛同いたします。

【SNC】

- 事業者間連携による工事の削減につきましては利用者利便の向上に資するものであり、不要な工事を削減することが可能となる以外に、工事納期を短縮する面でも効果が期待できます事から賛同し、今般当社も協議に参加致しました。また、戸建て以外の集合住宅等に関しましても対象範囲を拡大する事が重要と考えます。
- 屋内配線を標準設備化することについては、スイッチングの観点から有効であると考えます。特に、既存の集合住宅等に於いては、配管不通過により新規サービスの導入が困難となっているケースが一定数存在する事から、集合住宅の既設設備を標準設備として扱う事については、早期に検討が必要であると考えます。なお、実施の際には、特定の通信事業者に限らずサービスの導入が出来る仕組みが必要です。

【オプテージ】

- 固定通信分野においては、これまで各事業者の創意工夫により、様々な料金プランや割引、サービス等を提供することで市場競争が進展してきたものと考えます。
事業者間連携による工事費の低減については、利用者の負担軽減につながる一方、設備仕様や運用面等から、同様の連携を実現することが困難な事業者が存在することも想定されるため、市場競争への影響にご留意いただき、ご検討いただくことを要望いたします。
また、NTT東西殿と仕様の異なる自己設置事業者を含めた事業者間連携については、設備仕様等の統一を図ることによって、事業者の独自性や創意工夫が失われ、かえって公正な競争の阻害となるおそれもあることから、特に慎重な検討が必要であると考えます。